

消火ホースキット管理要綱

(総則)

第1条 この要綱は、市内各避難所等に併設された防災備蓄倉庫に配備されている大規模震災時における初期消火器具（以下「消火ホースキット」という。）の保守・点検等について必要な事項を定めるものとする。

(配備場所)

第2条 設置場所は、川崎市地域防災計画に定める市内の各避難所に併設された防災備蓄倉庫のほか、自主防災組織等の訓練指導及び啓発用として各消防署に1基を配備する。

(管理責任者等)

第3条 消防局に管理責任者を置き、警防部警防課長をもって充てる。

2 消防署に副管理責任者を置き、副署長をもって充てる。

(管理責任者等の責務)

第4条 管理責任者は、消火ホースキットの管理について統括する。

2 副管理責任者は、管轄区域内の消火ホースキットを管理する。

(保管責任者等)

第5条 消防署に保管責任者を置き、警防課長をもって充てる。

2 消防署等に副保管責任者を置き、警防係長及び出張所長をもって充てる。

(保管責任者等の責務及び台帳等)

第6条 保管責任者は、管轄区域内の消火ホースキットについて、管理台帳（第1号様式）及び消火ホースキット設置場所一覧表（第1号様式の2）に必要事項を記録し適正に管理するものとする。

2 副保管責任者は、保管責任者を補佐する。

3 消火ホースキットの構成は次のとおりとする。

- | | |
|--|-----|
| (1) スタンドパイプ (L 8 0 0) | 1 本 |
| (2) 媒介金具 (6 5 ミリメートル町野メス×4 0 ミリメートル町野オス) | 1 基 |
| (3) 消火栓開閉器 (1 0 6 型バール) | 1 本 |
| (4) 管そう (4 0 ミリメートル) | 1 本 |
| (5) 噴霧ノズル (4 0 ミリメートル) | 1 基 |
| (6) 消防用ホース (4 0 ミリメートル×2 0 メートル、町野式) | 4 本 |

(7) セパレート式格納箱付台車

1 台

(点検の責務)

第7条 保管責任者は、消火ホースキットが適正に機能するように、次の各号に定める点検を行うとともに、その結果について、消火ホースキット点検・使用記録簿（第2号様式）に記録すること。ただし、訓練指導等で消火ホースキットを使用した場合は、使用後に点検を行うことで、外観点検に代えることができるものとする。

(1) 外観点検

消火ホースキットの構成資器材について1年に1回、員数を確認するとともに、各資器材の破損等の有無、可動状況について点検を行う。

(2) 耐圧点検

配備後10年を経過した消防用ホースについては、1年に1回耐圧点検を行う。

(3) 緊急点検

上記以外で、緊急に点検を行う必要があるときに実施する。

2 保管責任者は、管理上支障となる事案が生じた場合には、警防部警防課及び各区役所危機管理担当に報告するとともに、調整を図るものとする。

3 点検等の実施要領については、別に定める。

(報告)

第8条 副管理責任者は、毎年3月末日現在の管理状況について、消火ホースキット管理状況表（第3号様式）により、同年4月末日までに管理責任者宛て報告するものとする。

2 前項の報告は、庁内共有ファイルサーバ（84（消）局内フォルダ（警防課））に保存することで、管理責任者宛ての報告に代えるものとする。

(使用時等の事務処理)

第9条 保管責任者は、公設消火栓等を使用する訓練計画を受理した場合、「消火栓の設置及び維持管理に関する協定書（平成26年1月30日締結）」に基づき対応するものとし、使用した放水量は月例報告に計上し報告するものとする。

2 火災に使用した場合は、川崎市消防局警防規程（平成28年消防局訓令第3号）第61条に規定する災害経過報告第1号様式（1）－2に明記すること。

(資器材の補修及び更新)

第10条 保管責任者は、消火ホースキットの各資器材に補修の必要が生じた場合は、警防部警防課に連絡し必要な措置を講じるものとする。

- 2 管理責任者は、消防用ホースの更新目安を10年とし、関係課と協議し必要な措置を講じるものとする。

(訓練指導等)

第11条 保管責任者は、消火ホースキット及び消火栓等が、適正に取り扱われるようあらゆる機会を通じて、町内会等の関係者を指導するものとする。

- 2 地域住民等から使用した消防用ホースの洗浄及び乾燥について、協力を求められた場合は、業務に支障がない範囲で対応するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、各責任者で協議し決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

消火ホースキット管理台帳

整 理 番 号	署 第 号 （避難所番号 区 ）		
設置年度	年 月 日	署 所	署 出張所
設 置 場 所	区 町 丁目 番 号		
電 話 番 号			
年 月 日	記 事	年 月 日	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	

画像添付 (保管状況等)	特記事項
-------------------------	---

第1号様式の2(第6条関係)

消火ホースキット設置場所一覧表

年 月 消防署
日現在

[illegible]

第2号様式(第7条関係)

消火ホースキット点検・使用記録簿

点検・使用年月日		年 月 日 時 分 ~ 時 分				
隊(者)名		隊(者) 名				
点検実施番号		計 基				
区分	格納箱	台車	管そう	ホース	消火栓開閉器具	媒介
チェック欄						
特記事項						

点検・使用年月日		年 月 日 時 分 ~ 時 分				
隊(者)名		隊(者) 名				
点検実施番号		計 基				
区分	格納箱	台車	管そう	ホース	消火栓開閉器具	媒介
チェック欄						
特記事項						

第3号様式(第8条関係)

消火ホースキット管理状況表

年 月 消防署
日現在

[illegible]

消火ホースキット点検実施要領

1 点検基準

(1) 外形点検

ホース及び結合金具は、変形、損傷、著しい腐食がないこと。

(2) 耐圧性能

ホースに所定の圧力を掛けた場合において、変形、損傷又は著しい漏水等がないこと。

2 点検要領

(1) 外形点検

目視及び手で操作することにより次のとおり確認すること。

ア 収納状態でのホース及び結合金具に変形、損傷、著しい腐食がないこと。

イ 結合金具の着脱が容易に出来ること。

(2) 耐圧性能

ホースに充水し消防ポンプ等により所定の圧力を5分間かけて次のとおり確認する。

ア 加圧する前にポンプ側接続金具及び管そう（噴霧ノズル）等の接続が適正であることを充分確認すること。

イ 空気の残留がないことを確認してから加圧すること。

ウ 所定の圧力は、「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」（平成25年総務省令第22号）によりホースの種類に応じて定められた使用圧を基本とすること。

エ ホース接続金具を固定するなどの危険防止対策を講じた後、急激な昇圧を避け、圧力計で確認しながら徐々に加圧すること。

オ 耐圧確認の結果、変形、損傷等がなく、ホース及び金具との接続部から著しい漏水等がないことを確認すること。（著しい漏水は、噴水上の漏水又は継続する滴下が生じる状態を目安にすること。）

3 耐圧試験方法

(1) 試験要領

ア 耐圧試験をするホースの片側をポンプ車の放水口に接続し、もう一方に管そう（噴霧ノズル）を接続し、金具の接続状況を必ず確認すること。

- イ ポンプ車の放水口のcockを開き徐々に通水しノズルからエアーを抜くこと。
- ウ ノズルをシャットし徐々に加圧し使用圧に基づき試験を実施すること。

(2) 注意事項

ア ホースと金具の固定

ホース及び金具をロープ等で柱等の動かないものに充分固定してから、耐圧試験を行うこと。

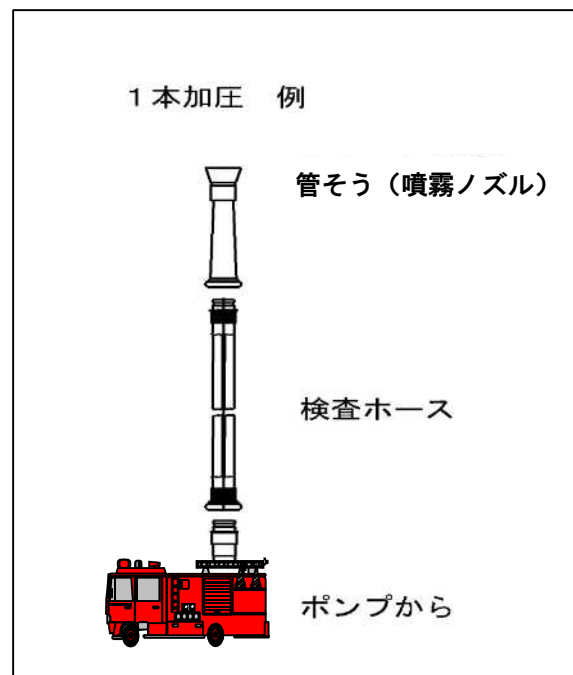
イ ホース内の空気抜き

ホースを加圧する場合、ホース内の空気をしっかり抜くこと。

ウ 確認の方法

耐圧試験は、ホースに記載の使用圧で試験をすること。耐圧試験時は危険であるためホースや金具に出来る限り近づかないこと。

漏水の有無等の確認は、加圧後に0.1～0.2メガパスカルまで圧力を下げたから行うこと。



4 その他

- (1) 点検等を行う際は、防災備蓄倉庫が設置されている小・中学校等へ事前に連絡してから対応するものとする。
- (2) 点検等により消火ホースキットのホース等を回収する場合は、格納箱にその旨を明示するとともに、各区役所の危機管理担当へ連絡すること。

消火ホースキットの ○○について

消火ホースキットの ○○○ について、次のとおり、**点検**・整備を実施するため消防署で回収しております。

つきましては、その間、消火ホースキットが使用できませんので御了承ください。

●点検・整備期間

月 日 ～ 月 日

●緊急時連絡先

○○消防署 警防係

0 4 4 - ○○○ - ○○○○

(参 考)

消火ホースキット管理体制

役職名	管理者
管理責任者	警防部警防課長
副管理責任者	副署長
保管責任者	(署) 警防課長
副保管責任者	(署) 警防係長及び出張所長

防災備蓄倉庫 管理体制

危機管理本部、各区役所危機管理担当

《耐圧試験の考え方》

※日本消防ホース工業会資料抜粋

- ① 水圧外観試験による使用圧力での漏水率は、経過年数との相関はあまり認められない。
- ② 内張材の引張り強さは、10年位は50パーセント以上の強度を保持しており、ホースの性能に大きな影響を与えるような劣化は認められない。
- ③ 内張材の密着強さは、10年位は、ホースの性能に大きな影響を与えるような劣化は認められない。
- ④ 平成12年に（2000年）に関東地方の消防本部の協力を得て、樹脂内張ホースの調査を実施したところ、消防用樹脂内張ホースの耐用年数は、6～7年である。
- ⑤ 設計寿命は、使用しない状態で概ね10年を目処としている。
- ⑥ 耐用年数は、あくまでも目安であり、個々のホースの性能は、それぞれのホースについて点検をすることが重要である。
- ⑦ 日本ホース工業会推奨点検内容

経過年数	点検頻度
～6年	2年に1回以上
7～10年	1年に1回以上
11年～	半年に1回以上

日本消防ホース工業会水圧点検基準

本資料の内容については、消防業務に使用した際の検証に基づくもので、防災備蓄倉庫に配備されている消火ホースキットについては、未使用の物が多く、使用頻度及び使用圧力等を考慮すると、設計寿命のとおり、概ね10年程度は使用可能と判断できることから、使用時の点検及び定期点検に加え、配備から10年経過したホースについては、1年に1回の耐圧点検を実施することで、消火ホースキットの使用に係る安全が担保されるものと推察いたします。